相談支援事業所サンクスシェア虐待防止・リスク管理委員会

R4.9.20 更新

（委員会の目的）

第１条　虐待防止・リスク管理委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な相談支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止及び苦情対応、リスク管理に努めることを目的とする。

（委員会委員の選出）

第２条　委員は以下のとおりとする。

１）委員長は、小川とする。

２）委員には、種﨑を加え、管理者も出席する。

３）第３者委員として株式会社 MACARON CARE 森下宏氏が参加する。

４）委員に、利用者の代表を加えることができる。

（委員会の開催）

第３条　委員会の開催を次のとおりとする。

１）委員会は、年最低２回以上開催する。

２）会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

（委員会の実施）

第４条　委員会は次のとおり実施する。

１）企業理念及び就業規則を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。

２）「虐待の分類」「リスクの分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。

３）「ヒヤリハット」「苦情記録」等について随時記録を集積する。

４）上記の記録情報により、虐待防止や苦情対応、リスク管理の必要性があることが発生した場合は、委員に報告する。

５）研修委員会と日程の調整を行い、虐待防止及びリスク管理に係る研修を年１回以上行うこととする。

６）その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

（委員会の責務）

第５条

１）委員会は、虐待及び苦情が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

２）委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者自立支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。
３）委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか、事業所運営に関してリスクの軽減に努めているか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
４）委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の虞のある事案や支援等に問題がある場合、苦情対応、リスク管理の問題が発生した場合については、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、一体的な対策及び改善を図るものとする。

（委員会の委員）

【虐待防止担当者】
・委員長：小川
・委員：種崎・管理者

第三者委員
株式会社　MACARON CARE
　森下宏氏

（委員会としての活動）

１　ヒヤリハット・苦情に関する記録・・・	全職員	随時
２　虐待防止チェックリストの実施	全職員	年４回 4 月 7 月 10 月 1 月
３　虐待防止・リスク管理委員会の開催 ・チェックリスト、ヒヤリハット、苦情記録の集約 ・集約に基づく改善の取り組みの協議 ・協議結果、改善の取り組みについての職員への周知 ・（次回以降の委員会にて改善案の実行の振り返り） ・苦情、ヒヤリハットのチェックを毎月処理する。	委員	年２回 4 月 10 月
４　虐待防止・リスク管理に関する研修の実施 ・社外講師招聘研修 ・社内伝達研修	全職員	年１回 9 月